民間事業者通報　緊急通報システム業務委託

受託事業者募集要領

江戸川区

１　業務の概要

（１）業務名

『民間事業者通報　緊急通報システム業務委託』（単価契約）

（２）目的

江戸川区における「民間事業者通報　緊急通報システム業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、効率性、適切な相談体制、高齢者や障害者への対応能力、実績の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

（３）履行期間

業務委託期間：令和９年４月１日から令和１０年３月３１日

ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、最長５年の随意契約を行うことがある。

（４）履行場所

利用者宅および受託者が設置する受信センター

（５）業務内容

詳細は「基本仕様書（募集要領別紙 1)」のとおり。

なお、契約の締結にあたっては、選定された企画提案をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。

２　見積限度額

一世帯あたりの月額単価は３，３００円（税込）を上限とする。

（参考）設置予定　５９４台（令和 9 年度中に新たに利用を開始する者の見込み数）

３　参加資格要件

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）法人格を持つ団体であること

（２）過去３年間において、同種の業務または類似の業務実績を有すること

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと

（４）江戸川区競争入札参加資格者指定停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていないこと

（５）過去３年以内に、法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと

（６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされて

いないこと

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第１項第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

４　欠格事項

次のいずれかに該当すると判断された場合は、無効又は失格とする。

（１）提出書類に虚偽の記載があった場合

（２）「３　参加資格要件」に定める参加資格を満たさなくなった場合

（３）提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

（４）会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

（５）審査の公平を害する行為があった場合

（６）その他、企画提案にあたり、著しく信義に反する行為等があった場合

５　募集に関する事項

（１）スケジュール

募集期間		令和８年11月5日（木）～令和８年11月27日（金）
質問書	受付	令和８年11月13日（金）午後５時まで
	回答	令和８年11月20日（金）
参加申出書の提出・応募書類の受付		令和８年11月27日（金）午後５時まで（必着）
第一次審査の結果通知		令和８年12月上旬
第二次審査（プレゼンテーション）		令和８年12月15日（火）
契約予定業者の決定		令和８年12月下旬

※スケジュールは予定のため、変更になる場合があります。

（２）参加申込み及び応募書類の作成

提出書類は、「提出書類についての注意事項（様式 2 別紙 1)」に沿った形式で、「応募書類提出一覧（様式 2)」に記載の書類を用意・作成すること。なお、提案書様式内に文書を補完するためのイラスト、イメージ図等を使用しても差し支えない。

（３）参加申込み及び応募書類の提出

提出期限：令和８年11月27日（金）午後５時まで

提出先：「９　提出・問い合わせ先」参照

提出方法：持参（平日の午前９時～午後５時）又は郵送（期限必着）

※郵送の場合、送付した旨、問い合わせ先まで電話連絡を行うこと

6　質問の受付け及び回答

（1）質問の受付け

質問期限：令和８年 11 月 13 日（金）午後５時まで

方法：Logo フォーム（https://logoform.jp/form/L6MJ/1858375）

※Logo フォーム以外の方法での質問、また、受付期間外の質問には応じない。

（2）質問への回答

質問書に対する回答は一覧化し、以下のとおり閲覧に供する。

また、プロポーザルの趣旨と異なる質問には回答しない場合がある。

公開場所：江戸川区ホームページ

公開日：令和８年 11 月 20 日（金）

7　審査要領

（1）審査方法

審査を厳正かつ公正に行うため、選定委員会を設置し、第一次審査（書類審査）及び第二次審査（プレゼンテーション）により、提案内容を公正かつ厳選に審査し、受託候補者を選定する。なお審査は非公開とし審査結果に関する問い合わせ等には応じない。

（2）第一次審査

原則、提出された書類の形式的な審査をするが、応募者多数の場合は内容についても審査を行う。審査結果は全ての事業者に対して令和８年 12 月上旬に郵送にて通知する。なお、二次審査対象事業者に対して補足資料を求めることがある。

（3）第二次審査（プレゼンテーション）

プレゼンテーションは、令和８年 12 月 15 日（火）に実施を予定しており、詳細については別途通知をする。

（4）結果の公表

第二次審査の結果を区ホームページ上に公表する。なお、審査結果について、電話等による問合せには応じない。

（5）審査基準

審査項目	審査の視点
業務の実績 経営の安定性 （１０点）	・他自治体での類似の業務実績を有しているか。 ・安定的に継続して業務を実施できる組織体制か。
業務の理解度 （５点）	・民間緊急通報システムの業務を理解しているか。
実施体制 （６５点）	・緊急通報業務の対応、体制 ・安否確認業務・相談サービスの体制 ・機器の機能・操作性

	・トラブルへの対処方法 ・職員の育成、研修の取り組み ・配慮を必要とする利用者への対応 ・災害時の対応 ・個人情報の取り扱い
独自の提案 （５点）	・仕様書に記載されている以外で有益な提案事項があるか。
価　格 （１５点）	・仕様に沿った単価提示がなされているか。

８　契約の締結

区は、選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行う。なお、契約の締結は江戸川区議会における、令和９年度の予算成立を条件とし、議会で否決された場合の選定事業者の損害について賠償の責を負わないこととする。

ただし、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

また、本プロポーザルにより選定した受託候補者とは、初年度の契約を含め、原則として５年間を上限に随意契約を締結する。ただし、次年度において当該契約に係る予算が成立しない場合、契約履行に係る成績評定において不良と判断された場合、その他契約を継続することが適当ではないと認められる場合はこの限りではない。

9　提出・問い合わせ先

〒１３２-８５０１
江戸川区中央１－４－１
江戸川区役所福祉部福祉推進課孝行係　南棟２階３番　プロポーザル担当
電話　０３-５６６２-０３１４（直通）

１０　その他の事項

（１）提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は提出者の負担とする。

（２）提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方を決定すること以外の目的で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、江戸川区情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

（３）企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することができる。

（４）提出された申込書、提案書等は返却しない。

（５）提案書等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
（６）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
（７）本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。